

防整施第22017号
令和5年10月24日
一部改正 防整施第14925号
令和6年6月27日

大臣官房会計課長
各地方防衛局調達部長
各地方防衛支局長 殿
(長崎防衛支局長を除く。)
名護防衛事務所長

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

建設工事等に係る積算価格内訳明細書の掲載について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、建設工事等に係る積算価格内訳明細書の掲載について（防整施第20463号。令和2年12月23日）は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技術管理官、防衛監察本部総務課長

建設工事等に係る積算価格内訳明細書の掲載について

(目的)

- 1 防衛省の建設工事等は、自衛隊又は駐留軍特有の仕様や構造が含まれ、また山間や離島等の僻地での施工も多く、積算価格の算定が複雑であるため、円滑な建設工事等の執行を図る観点から、有資格者が積算の細部を確認して積算が出来るよう、契約済みの建設工事等の積算価格内訳明細書を掲載するものである。

(用語の定義)

- 2 用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。

(2) 積算価格内訳明細書

内部部局、地方防衛局、地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所（以下「地方防衛局等という。」）が作成した積算価格内訳明細書、別紙明細及び代価表をいう。

(3) 防衛施設建設工事電子入札システム

防衛省各機関及び企業と接続し、建設工事等に係る契約業務を処理する等のシステムをいう。

(4) 内訳書データ

掲載を目的として電子化した積算価格内訳明細書をいう。

(掲載方法)

- 3 内訳書データは、防衛施設建設工事電子入札システムにより掲載するものとする。

(掲載期間)

- 4 内訳書データは、地方防衛局等が入札・契約状況調書をホームページに公開すると同時に掲載し、掲載期間は公開日の属する年度の翌年度から起算して5年後の年度の末日までとする。

(内訳書データの作成)

5 内訳書データは、次号により作成すること。ただし、設計図書が特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項の規定に基づき特定秘密に指定された情報を含む場合又は秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第16条第1項に基づき秘に指定され、若しくは第50条に該当する場合及び整備計画局建設制度官が別途指定したものを除く。

(1) 内訳書データのファイル形式は、PDF形式とする。

(2) 内訳書データのファイルの容量は、次による。

ア 1ファイル当たりの容量は10MBを超えてはならない。

イ 1ファイル当たりの容量が10MBを超えるものは、ダウンロード時の負担軽減のため、適宜分割するものとする。

(3) その他必要と判断される資料については、内訳書データに加えて適宜追加掲載できるものとする。

(その他)

6 本通知の運用に当たり、これにより難しい場合については、整備計画局建設制度官と協議するものとする。